

屋外での「受動喫煙防止」にご協力を

区では、「中央区歩きタバコ及びポイ捨てをなくす条例」および「中央区受動喫煙防止対策の推進に関する条例」により、指定喫煙場所以外の道路、公園などの公共の場所での喫煙を禁止しています。また、私有地での喫煙であっても、公共の場所にいる人に受動喫煙を生じさせないよう配慮しなければならないと定めています。

喫煙する際は、条例で定めた「中央区たばこルール」を守り、喫煙する人もしない人も気持ちよく過ごせる環境づくりにご協力ください。

喫煙者が守るべきルール

- ・公共の場所では、指定喫煙場所以外で喫煙をしない。
- ・私有地で喫煙をする場合であっても、公共の場所にいる人にたばこの煙を吸わせない。

・近くに子どもや妊婦など健康に配慮が必要な人がいるときは喫煙を控える。

灰皿を設置する事業者が守るべきルール

- ・人通りの多い場所の近くに灰皿を置かない。
- ・子どもの通学時間帯に灰皿を使わせない。
- ・喫煙をする人が多いときは、譲り合っただけの利用を呼び掛ける。

指定喫煙場所の利用について

混雑時は譲り合っただけご利用ください。所在地など詳しくはHPをご覧ください。

問 中央区保健所生活衛生課受動喫煙対策担当

☎(3546)5762



区HP▶

事業系有料ごみ処理券(旧券)の差額交換期間は3月29日まで



令和5年10月1日の廃棄物処理手数料の改定に伴い、事業系有料ごみ処理券の料金も改定しました。これにより、旧券(令和5年9月30日以前に区が発行した事業系有料ごみ処理券)について、新券との差額交換手続きを行っています。

旧券と新券の差額交換

旧券に新券との差額を添えることで、同券種・同枚数の新券と1枚単位で交換できます。

交換期間

3月29日まで(土・日曜日、祝日は除く)

交換場所

中央清掃事務所

◎平成29年10月1日以降に区が発行した事業系有料ごみ処理券に限ります。

◎郵送による手続きはできません。

◎中央清掃事務所に来所できない場合や、差額交換期間を過ぎた券は、所定の手続きにより口座振込で返金(還付)します。

差額交換・返金(還付)の対象

区が発行した事業系有料ごみ処理券で、台紙からはがれていないものに限りです。その他、詳しくはHPをご確認ください。

問 中央清掃事務所管理係

☎(3562)1522



区HP▶

朝潮運河に架かる橋の名称が「黎明小橋」に決定



現在、勝どき東地区第一種市街地再開発事業で整備している勝どき四丁目と晴海三丁目を結ぶ歩行者専用橋の名称について、昨年10月に募集したところ、521点の応募がありました。

いただいた応募名称を「朝潮運河歩行者専用橋橋名検討委員会」で審議し、正式名称を「黎明小橋(れいめいこばし)」に決定しました。

多数のご応募をいただき、ありがとうございました。

なお、黎明小橋は3月25日に開催される渡り初め式終了後、供用開始します。

問 朝潮運河歩行者専用橋橋名検討委員会事務局

☎(3546)5424



▲建設中の黎明小橋

オートバイ駐車場(京橋プラザ・銀座地下)の定期利用者募集

現行の定期利用期間が6月30日で終了となりますので、利用者を募集します。詳しくは、HPをご覧ください。問へお問い合わせください。

京橋プラザ駐車場

住所・台数 銀座1-25-3(京橋プラザ地下) 34台

使用料

月額8,000円

銀座地下駐車場

住所・台数 銀座7-17-12先 21台

使用料

月額10,000円

共通

申込資格 区内在住・在勤・在学者

利用申込書配布期間

2月27日～3月16日(土・日曜日を除く)

午前9時～午後5時

◎HPからダウンロードできます。

利用申込書受付期間

3月4日～16日(土・日曜日を除く)

午前9時～午後5時

利用申込書の受付場所

区役所5階交通課交通施設係(郵送不可)

◎申し込み多数の場合は公開抽選

問 交通課交通施設係

☎(3546)5443



区HP▶

区内の文化財

伝馬町牢屋敷跡

都指定文化財 旧跡 日本橋小伝馬町3・4・5

令和6年(2024)1月1日の午後4時10分に石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6(最大震度7)の大きな地震(「令和6年能登半島地震」)が発生しました。他にも新潟県・富山県・福井県などで震度5強以上を観測し、被災した各地で住宅の倒壊や火災・津波被害・地盤災害・人身被害などに見舞われました。このたびの地震被災者の方々の生活再建や被災地の1日も早い復旧・復興を願うとともに、昨年は、大正12年(1923)に発生した関東大震災から100年の節目を迎えたこともあり、地震災害に対する備えの必要性を強く認識させられました。

ところで、区内には関東大震災からの復興過程(主に昭和初期)で整備された「復興小公園」(復興小

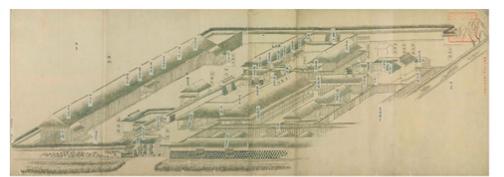
学校と隣接して造られた校庭の延長・火災延焼防止・防災拠点・憩いや地域コミュニティの場)が10カ所程度(常盤・久松・十思・箱崎・蛸殻町・鉄砲洲・京橋・越前堀・月島第一・月島第二など)現存しています。中でも、日本橋小伝馬町の区立十思公園は、隣接する旧十思小学校(現在は複合施設「十思スクエア」)とともに、整備・改修などを行いながら活用されています。これらは関東大震災後の復興事業の一端を今に伝えていますが、他方で、当地は江戸時代から明治初年(明治8年(1875)に市谷監獄へ移転)まで牢屋敷(留置・拘置施設)が置かれていた歴史上重要な場所でもあります。このため、当該地一帯は歴史的価値を有する遺跡「伝馬町牢屋敷跡」として、東京都の旧跡指定を受けています。

徳川家康が関東入国(天正18年(1590))した後の牢屋敷に関する一次資料は確認されていません。しかし、幕府が編さんした地誌『御府内備考』には、当初の牢屋敷が常盤橋御門外の本町一丁目(現在の日本橋本石町二丁目)に設置され、奈良屋市右衛門(町年寄)と後藤(金座の御金改役)屋敷のもとに

あり、慶長年間(1596～1615)には小伝馬町の地へ移された」と記されています。その後、江戸城や江戸市街の大半を焼失した明暦の大火(明暦3年(1657))をはじめ、度重なる火災や自然災害に見舞われましたが、伝馬町の牢屋敷は同位置での再建・修築を繰り返してきたようです。

伝馬町牢屋敷は、江戸時代を通じて屋敷の拡張や屋敷内建物の配置変更、屋敷地周囲の変化(北側に設けられた「火除土手」や道路の新設・廃止などの再編)があるものの、その範囲はおおむね現在の十思公園・十思スクエア・大安楽寺・身延別院を含むエリアにあたります。牢屋敷の総坪数は、2600坪(8595㎡)以上にも及んでおり、敷地南西の一角は俗に牢屋奉行と称された囚獄(入牢者の管理や刑罰などを指揮した幕臣の役職)を世襲で務めた石出帯刀の屋敷(約480坪(約1586㎡))が占めていました。

堀や土手で三方(南側以外)を囲まれた牢屋敷には、大伝馬塩町(現在の日本橋本町四丁目)に面する西側に表門があり、対して東側の小伝馬上町に面して裏門が設けら



▲「新獄屋圖」国立国会図書館所蔵

れていました。牢屋敷内部は時期によって建物配置や区割りなどが異なると思われますが、江戸時代後期の記録によると、およそ北半分が練堀で囲まれた牢屋(身分・性別・遠島者などの区分別の部屋があり、通常は300～400人(多い時はその倍)を収容)で構成されており、表門から屋敷中央には板堀で囲んだ囚獄配下の役人空間(与力・同心の詰所や役人長屋など)があり、中央の張番所付近と東の裏門付近には埋門(練堀下方に設けた小さな開口の穴門)を設け、南東角には死罪場が配置されていました。

平成24年(2012)には、十思スクエア別館の建設に伴って当該地から神田上水の遺構(木樋・埋樋・井戸)などが出土しており、その一部については現地での移築復元が図られています。

中央区教育委員会

学芸員 増山一成

(4) 「区のおしらせ ちゅうおう」は区役所、特別出張所、区民館などの区施設、コミュニティバス、区内公衆浴場、一部金融機関、百貨店、ファミリーマート(一部店舗を除く)、都営地下鉄の駅(東銀座・宝町・築地市場・日本橋・人形町・東日本橋・馬喰横山・浜町・勝どき・月島)、東京メトロの駅(京橋・銀座・東銀座・新富町・築地・八丁堀・三越前・日本橋・人形町・茅場町・小伝馬町・水天宮前・月島)、JRの駅(新日本橋・馬喰町)、文化堂でも配布しています。

凡例 問 問い合わせ(申込)先 HP ホームページ Eメールアドレス

区のおしらせ ちゅうおう



区の公式 SNS など

